

西日本高速道路株式会社九州支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和5年8月25日(金) 九州支社 2階会議室	
出席委員 (五十音順・敬称略)	井上 正義(弁護士)、笠間 清伸(九州大学)、鍋嶋 隆志(弁護士)、 前越 俊之(福岡大学)、横田 守弘(西南学院大学)、 吉武 哲信(九州工業大学)	
審議対象期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日	
抽出案件／対象件数	6件/85件	件名等
工 事	一般競争入札	1件/3件 ・令和4年度 沖縄高速道路事務所管内 ETC設備更新工事
	条件付一般競争入札	2件/37件 ・令和4年度 佐世保道路 佐世保大塔IC～佐々IC間道路情報板設備工事 ・令和4年度 宮崎自動車道 宮崎高速道路事務所管内横断管補修工事
	指名競争入札	0件/0件 —
	随意契約	1件/12件 ・令和4年度 九州支社管内 磁気カード方式料金収受機械更新工事
調査等	1件/22件 ・令和4年度 椎田道路 築城IC～椎田南IC間道路詳細設計業務	
維持管理役務及び 物品・役務	1件/11件 ・令和4年度 熊本高速道路事務所 防災対策室モニタ購入	
少額契約 (250万円以下)	0件/1,092件	—

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答
◆入札監視事務局からの報告 令和4年度工事入札契約状況報告 —	—
◆入札・契約手続きの運用状況等の報告 —	—
◆抽出案件①の審議 【令和4年度 沖縄高速道路事務所管内 ETC設備更新工事】 ①技術評価点が高かった者が落札者とならなかったのは、入札価格が契約制限価格の範囲外だったからか。	①そのとおりです。

<p>◆抽出案件②の審議 【令和4年度 佐世保道路 佐世保大塔IC～佐々IC間道路情報板設備工事】</p> <p>①全体工程のうち、機器製作の期間が大部分を占めており、現地での作業期間が短いにも関わらず、入札参加者が少ない要因は。</p> <p>②技術評価点の高い上位2者は、評価項目のうち企業の基礎的な技術力が同点であるが、差をつけることはしないのか。</p> <p>③技術評価項目で求めた工事の成績評価が競争参加資格要件で求めた工事の成績評価より低いものが提出されているが、どうしてそのようなことになるのか。</p>	<p>①施工場所等の条件や技術者の確保などが要因と思われます。</p> <p>②本工事は契約制限価格が7億円未満の技術的難易度の低い工事であり付加点は付与していません。</p> <p>③技術評価については、同種工事の施工実績での工事成績を求めています。一方、競争参加資格要件で求める工事成績については、同種工種である交通情報設備工事全体の工事成績となります。結果的に同種工事の施工実績については低い成績評価のものが提出されたと思われます。</p>
<p>◆抽出案件③の審議 【令和4年度 宮崎自動車道 宮崎高速道路事務所管内横断管補修工事】</p> <p>—</p>	<p>—</p>
<p>◆抽出案件④の審議 【令和4年度 九州支社管内 磁気カード方式料金収受機械更新工事】</p> <p>①同じ特許を2者が持っているのか。それとも互換性のある特許をそれぞれ持っているということなのか。</p> <p>②同じ特許を利用できる2者が見積競争をして、ここまで金額に差が出るものなのか。</p> <p>③特定の2者での見積競争であれば、1者が辞退した時点で決定とはならないのか。</p> <p>④契約制限価格を下回るまで見積競争を行うとのことだが、2回目の見積時において1者が辞退した理由は。</p> <p>⑤2者とも契約制限価格を下回らず、辞退した場合、この工事の施工ができないこととなるが、どうするのか。</p>	<p>①それぞれが持っている特許を2者が利用しています。</p> <p>②同じ仕様を満たしている機械となるので、ここまで差が出る理由は分かりません。</p> <p>③提出された見積額が契約制限価格を下回らないと決定とはならないため、随意での見積協議を引き続き行います。</p> <p>④2回目の見積においては、1回目の最低見積額より更に低い金額で見積することとなりますので、1回目でかなり差が開いていたので、辞退したと思われる。</p> <p>⑤仮に成立しなかった場合は、市場価格との差異等を確認して弊社の設計価格を見直すなどの対応を行い、再発注することになります。</p>

<p>◆抽出案件⑤の審議 【令和4年度 椎田道路 築城IC～椎田南IC間道路詳細設計業務】</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>◆抽出案件⑥の審議 【令和4年度 熊本高速道路事務所 防災対策室モニタ購入】</p> <p>①落札率が低い、契約制限価格の算出はどのように行ったのか。</p>	<p>①同種製品の納入実績のある5者から事前に見積徴取し、平均値を採用しております。</p>
<p>◆全体を通じて</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>特になし</p>	